

Universal Oneサービス契約約款（第4編）の廃止 【現改比較表】 2024年3月1日現在	
～2024年3月31日	2024年4月1日～
▲Universal Oneサービス契約約款（第4編）の廃止（令和2年5月29日 D P S サ第00654529号） 実施 令和2年7月1日 附 則 1～3 （略） 4 この約款実施前に、旧約款により締結された契約に係る次に掲げる事項については、この附則の2の表の右欄の契約において、なお従前のとおりとします。 ただし、この附則の2の表の右欄の契約において、種類等の変更等があった場合は、この限りではありません。 (1)～(4) （略） (5) 附帯サービス（<u>回線制御装置に係る回線制御装置遠隔監視及びイーサネット通信サービスに係る遠隔監視は除きます。</u>） (6)～(7) （略） 5～6 （略）	▲Universal Oneサービス契約約款（第4編）の廃止（令和2年5月29日 D P S サ第00654529号） 実施 令和2年7月1日 附 則 1～3 （略） 4 （略） (1)～(4) （略） (5) 附帯サービス（イーサネット通信サービスに係る遠隔監視<u>及び回線制御装置</u>は除きます。） (6)～(7) （略） 5～6 （略） <u>附 則（令和6年2月21日 C N S 1サ第000400004919-01号）</u> <u>（実施期日）</u> <u>1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 当社は、令和6年4月1日付で、D P S サ第00654529号（令和2年5月29日）の附則の4(5)を「附帯サービス（イーサネット通信サービスに係る遠隔監視及び回線制御装置は除きます。）」に変更します。</u> <u>3 当社は、令和6年4月1日付で、D P S サ第00654529号（令和2年5月29日）の附則の旧約款にある附帯サービスの回線制御装置を廃止します。</u> <u>4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u> <u>5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u>